

2015年5月臨時議会 反対討論（要旨）

2015/5/15

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました「専決処分報告の件」について、専第3号を承認し、承認できない専第2号について、その理由を述べ討論いたします。

承認できない理由は、鹿児島県税条例の一部改正の中に、法人事業税における外形標準課税の拡大がある点です。

この外形標準課税の拡大は、国税の法人税率引き下げの代替財源の一つとして、黒字企業の負担を軽減し、赤字企業に負担を増やすものであります。

本来、税は、「応能負担」の原則に基づいて課税されるべきものであります。しかし、外形標準課税は、所得が赤字の法人でも事業税が課税されることとなります。国会の議論の中でも、総務省自身が、外形標準課税の拡大は、応能負担を後退させることになることを認めています。

一昨日の私に質疑に対して、県内の法人で、課税されるべき所得がなかった法人、つまり赤字の法人であるにもかかわらず、外形標準課税が課せられる法人が35社もあることが明らかになりました。赤字でありながら、今回の条例改正で、外形標準課税が拡大されると、人件費などのコストの圧縮を招き、雇用の安定化や賃上げにマイナスの影響を与える可能性が生まれます。

赤字法人に過大な負担を及ぼす外形標準課税の拡大に反対する立場から、専第2号について承認できないものであります。

以上で、討論を終わります。